

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月30日

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

川崎市人事委員会規則第14号

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年川崎市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

」

を

「

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
--

」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年5月1日から施行する。